㊞

熊賃審発第９号
令和８年９月１日

熊本労働局長
金谷　雅也　殿

熊本地方最低賃金審議会
会長　本田　悟士

熊本県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月３日付け熊労発基0703第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、熊本県最低賃金専門部会から、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁等の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備並びに令和８年熊本地震で被災された事業者及び労働者に対する最大限の支援措置が必要であることについて、当審議会から熊本労働局長に対して建議が行われるよう要望がなされたところである。

このため、次回開催する当審議会において建議することを申し添える。

併せて、令和８年熊本地震について、当審議会としても被害の状況及び上記の支援措置の実施状況を確認していくこととする。

㊞

別紙

熊本県最低賃金

１　適用する地域

熊本県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　１，０９２円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和８年 12 月１日